令和７年度

村民税・道民税・森林環境税

特別徴収事務の取扱について

占冠村役場　総務課税務担当

■特別徴収税額及び納入方法■

1　特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納める住民税をその給与から天引きし、納税義務者に代わって納めていただく制度です。なお、納税義務者本人が直接納めることを普通徴収といいます。
村民税・道民税をあわせて「住民税」といいます。

2　特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者のことです。
給与支払者は特別徴収義務者として納税義務者の住民税を特別徴収することが法律で義務づけられています。（法的根拠：地方税法第３２１条の４）
特別徴収による徴収期間は６月から翌年５月までの１２か月間です。税額は住民税特別徴収税額通知書でお知らせしますので、毎月定められた税額を給与から差引いて納期限（徴収月の翌月１０日）までに納入してください。

3　特別徴収される人は

令和７年１月１日現在、占冠村に住所を有し、令和６年１月から令和６年１２月の間に給与の支払いを受け、かつ、令和７年４月１日現在において給与の支払いを受けている人です。
なお、令和７年１月１日現在で占冠村に住民登録がない人で、生活の本拠が占冠村に存在すると認められる人や、令和７年１月１日以降に他市町村に転出された人についても、令和７年度住民税は占冠村で課税され、占冠村に納入していただくことになります。

4　納税義務のない人は

次に掲げる人に対しては住民税は課税されません。
⑴ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
⑵ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が１３５万円以下の人

5　村民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額決定・変更通知書

「令和７年度村民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を５月末までに各個人に交付してください。
なお、給与所得以外の給与がある納税義務者には税額を合算して通知してありますので、納税義務者

より照会があった場合は占冠村へ問い合わせるよう回答してください。

6　月割額の徴収方法

「令和７年度村民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に月割額を算出してありますので、令和７年６月から令和８年５月まで毎月給与を支払う際に徴収してください。

ただし、税額が均等割額のみ（村民税 3,000 円、道民税 1,000 円、森林環境税 1,000 円　計 5,000 円）の人は令和６年６月に全額を一括して徴収することになります。

7　特別徴収税額の変更について

今回通知した後に、所得や控除などに変更を生じた等の理由で税額が変更となった場合は、当方より「令和７年度村民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を送付しますので、税額をご確認のうえ納入してください。

8　月割額の納入方法

(1)　納税義務者から徴収した月割額の合計額を、「令和７年度特別徴収に係る個人住民税納入書等」を用いて、次の納入先へ納期限までに納入してください。

※納期限は徴収すべき月の翌月１０日で、１０日が休日、祝日の場合はその翌日となります。

【納入先】
旭川信用金庫占冠出張所
口座番号～普通　0006244　　口座名義～占冠村会計管理者

9　延滞金について

納期限後に納入すると延滞金がかかりますので納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、納入税額に下記の割合を乗じて計算した延滞金を加算してください。

(1)　納入の日までの期間
　特例基準割合に年７．３％を加算した割合

(2)　ただし、納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間
　特例基準割合に年１％を加算した割合

なお、納入税額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、税額が 2,000 円未満のときは、その全額を切り捨てます。

また、延滞金に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、延滞金総額が 1,000 円未満のときは、その全額を切り捨てます。

■納税義務者が転勤又は退職等で異動のあったとき■

1　退職・休職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職、長期欠勤、会社解散などにより、給与から徴収できなくなったときは、未徴収税額を納税義務者に直接納めていただくことになります。

この場合、給与の支払いを受けた最終月の翌月１０日までに、必要事項を記入した「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を占冠村に提出してください（事業所控えが必要な場合は提出の際に申し出てください）。「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」は、占冠村のホームページに掲載している様式を使用してください。

【ホームページ掲載場所】

ホーム ＞ 各課の案内 ＞ 総務課 ＞ 総務課申請書一覧

(1)　未徴収税額の一括徴収

次の区分に応じ、未徴収税額を一括して徴収し、納入してくださいますようお願いします。

◎退職等の日が令和７年６月１日から１２月３１日までの場合

納税義務者の了解のうえで、できるだけ給与又は退職手当等から一括徴収して納入くださいますようご協力願います。

◎退職等の日が令和８年１月１日から４月３０日までの場合

納税義務者の意志に関係なく、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収することが法律で義務づけられています。（法的根拠：地方税法第３２１条の５第２項）

2　転勤の場合

転勤により勤務先が変わったときは、新しい勤務先でも引き続いて特別徴収を継続することができます。

この場合、転勤のあった月の翌月１０日までに必要事項を記入した「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を占冠村に提出してください（事業所控えが必要な場合は提出の際に申し出てください）。

その後の異動処理を円滑に進めるために、転勤先が特別徴収に対応できることを事前に確認し、連絡調整を済ませたのちに、新しい勤務先の名称及び所在地、特別徴収開始月を忘れず記入していただきますようご協力をお願いします。

■退職所得の分離課税に係る村民税・道民税の特別徴収について■

退職手当等は他の所得と分離して課税され、その税額は退職手当等の支払者（特別徴収義務者）がその支払いの際に計算して徴収し、翌月の１０日（１０日が休日、祝日の場合はその翌日）までに納入していただきます。

１　分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の１月１日現在において、占冠村に住所のある人です。ただし、１月１日現在で生活保護法によって生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されるときは除かれます。

２　退職所得税額の求め方

下記の方法で計算して得た額を特別徴収すべき税額として納めていただくことになります。

⑴ 退職所得の金額を求めます。

収入金額－退職所得控除額(*)×1/2＝退職所得の金額（１，０００円未満切り捨て）

(*)退職所得控除額

ア　勤続年数が２０年以下の場合

４０万円×勤続年数（８０万円未満の場合は８０万円）

イ　勤続年数が２０年を超える場合

８００万円＋７０万円×（勤続年数－２０年）

※障害者になったことが原因で退職した場合は、上記控除額に１００万円を加算します。

※勤続年数が５年以内の法人役員等については、２分の１は乗じません。

⑵ 税額を求めます。

⑴で求めた退職所得の金額に、次の税率を乗じます。（１００円未満切り捨て）

村民税６％　道民税４％

３　納入方法

月割額の納入方法と同様に、納入書の「退職所得分」欄に税額を記入し、給与分の特別徴収月割額と合わせて翌月１０日（１０日が休日、祝日の場合はその翌日）までに納入してください。その際には納入済通知書の裏面にあります納入申告書にも忘れずに記入してください。また、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成及び提出も合わせてお願いします。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は退職後１か月以内に作成し、提出することが義務づけられています。（法的根拠：地方税法第３２８条の１４）

■その他■

1　休業・解散などにより特別徴収を継続できなくなったとき、また、社名変更・住所変更などがあったときは、速やかに届け出てください。

2　税額通知書に納税義務者の氏名住所などの誤りがありましたらご連絡ください。

3　退職後の未徴収税額について普通徴収による方法を選択した場合は、当該納税義務者に対し普通徴収制度（後日、役場から未徴収税額分の通知書が直接届く…等）について十分説明していただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。

　普通徴収に変更した後の納付率が芳しくないことから、納税の勧奨について特にご配慮くださいますようお願いします。

※特別徴収に際し不明な点などありましたら、下記までご連絡願います。

【連絡先】
〒０７９－２２０１
北海道勇払郡占冠村字中央
占冠村役場総務課（税務担当）
Tel(0167)56-2121／fax(0167)-56-2184